



藤沢市

ひとりひとりの想いが復興への第一歩へ

《藤沢市の災害復興対策》

藤沢市災害復興条例を制定

阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえ、大きな災害からの復興に際しては、被災前の地域コミュニティをできる限り維持しながら、市民等と協働し、生活の再建・社会経済環境の回復と向上を実現し、「市民生活の復興」を図らなければなりません。この条例は、そうした復興対策を総合的かつ計画的に推進するという、本市の決意を表明しています。

平常時からの取組

- ① 「減災」の考え方の徹底
- ② 総合的な防災都市づくり
- ③ 地域コミュニティのつながり

藤沢市災害復興基金を創設

この基金は、災害からの「市民生活の復興」を速やかに進めるために必要な財源の確保を目的としています。

基金の主な用途

- ① 被災者の生活再建支援
- ② 被災した住宅や事業所等の復旧支援
- ③ 地域コミュニティや文化の復興支援



関東大震災直後の旧東海道西坂戸付近の写真



神田善四郎・芳蔵共同撮影「藤沢市大震災写真帖」より(藤沢市文書館提供)

藤沢市災害復興基金への寄付をお願いします。



藤沢市

Q：災害復興条例の目的は？

市が、市民や事業者、市民組織と協働して、復興対策を総合的かつ計画的に進めることによって、生活基盤や都市基盤、産業基盤などに基づいて送られる市民生活が再び豊かなものとなるような復興につなげることが可能となり、物理的・経済的な面だけに止まらず、市民のみなさんが気持ちの上でも“復興した”と思えるような「心の復興」を実現し、市民が安心して住み続けられるまちづくりを進めることを目的とします。

Q：「市民生活の復興」とは？

大きな災害が発生した場合、被災前の地域コミュニティを維持しながら、生活の再建、再度の災害の防止、生活及び社会経済環境の向上を目指して総合的に進める復興のことをいいます。

Q：復興の基本理念は？

- ① 市と市民、事業者及び市民組織とが協働して市民生活の復興を進めることにより、本市の持続的な発展に寄与すること。
- ② 様々な復興の課題に対して、総合的かつ計画的に取り組み、安全で住みやすいまちの再生を図ること。

Q：市(行政)の役割は？

- ① 大きな災害が発生したとき、市民生活の復興を進めるため、速やかに復興基本方針及び復興計画を定めること。
- ② 復興計画の策定に当たり、市民、事業者及び市民組織の意見を聴くとともに、復興対策の推進に当たり、適切な合意形成に努めること。
- ③ 市は、国、県及び関係機関との連携を図り、必要な施策を推進すること。



●藤沢市災害復興基金への寄付をお願いします。

[問い合わせ先 藤沢市防災安全部防災政策課 Tel.0466-25-1111(代表)内線 2417]